

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例
(栃木県土砂条例)

令和7年1月

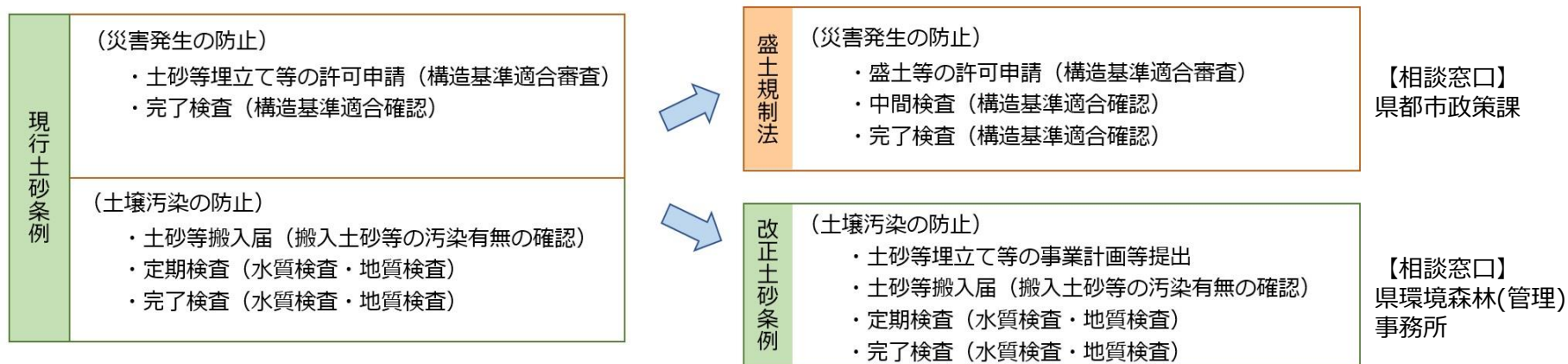
栃木県環境森林部資源循環推進課

栃木県土砂条例の概要～盛土規制法規制開始に伴う改正（令和7（2025）年4月1日施行予定）について～

【改正の概要】

- ・ 盛土規制法が条例の規制内容を包含しているため、「災害発生防止」関連規定を削除する
- ・ 「災害発生防止」については許可制により構造上の基準等の確認を行い、「土壌汚染の防止」については許可後の届出等によって確認を行っている。災害発生防止関連規定の削除に伴い、許可制は廃止し、事業計画等の事前提出（届出）を求める。

※盛土規制法の規制対象外である土壌の汚染の防止については、条例により継続して規制する。
改正後の条例名は「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」とする。



【改正後の規制の概要】

- ・ 土壌の汚染の防止のため、有害物質等の安全基準に適合しない土砂等の使用の禁止
- ・ 外部から搬入した土砂等により3,000平方メートル以上の面積の埋立て等（特定事業）を行う場合、届出が必要
- ・ 土砂等の搬入に当たっては事前に搬入届の提出が必要
- ・ 特定事業の施工期間中は、定期的に水質検査等が必要

※対象面積等により市町土砂条例が適用される場合があります。

